

廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

山形県立山形上山明新館高等学校長（以下「発注者」という。）から山形県立上山明新館高等学校の廃棄物収集運搬処理業務（以下「業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、次により業務を実施するものとする。

1 業務の内容及び遂行場所

山形県立上山明新館高等学校（上山市仙石650番地）から排出される廃棄物を発注者の廃棄物集積場（以下「集積場」という。）から収集運搬し処理する業務とする。

2 廃棄物の種類、排出予定数量及び収集運搬回数（契約期間総量）

廃棄物の種類		排出 予定数量	収集 運搬回数
可燃廃棄物	厨芥類・紙屑・木屑・天然素材の繊維類等の焼却物	45,000 kg	459回 (週3回)
古紙類	新聞・書籍・雑誌・ダンボール等	15,000 kg	随時(無料)
不燃物	廃プラスチック類	プラスチック・ビニール・発泡スチロール・ゴム製品類	153回 (週1回)
	空缶	空缶類	900 kg
	空瓶	空瓶類	600 kg
	水銀含有物	水銀含有ごみ	600 kg
	埋立物	ガラス、陶磁器屑等の埋立物	1,200 kg
混合廃棄物	2種類以上の廃棄物が混ざり合っ て分別が難しい廃棄物	300 kg	153回 (週1回)

※ ① 収集運搬回数は原則回数であり、発注者から依頼等があった場合等は必要に応じて収集運搬し、集積場に廃棄物が滞ることのないようにすること。

② 多量の粗大ごみ等を発注者が廃棄するときは、当該委託契約に含まず、別途契約を締結する。

③ 年間排出見込数量と実排出数量に差異が生じた場合でも変更契約は行わない。

3 廃棄物の排出容器

① 発注者は原則として、可燃物の排出容器については、上山市が指定する業務用ポリエチレン製袋とし、新聞・雑誌等は紐で束ねて集積場に排出する。

② 発注者は原則として 不燃物の排出容器については透明なポリエチレン製袋又は収集に支障が生じない容器を使用し、また、法令等に定めのあるものは、法令等に基づく方法で集積場に排出する。

4 実施方法

① 受注者は集積場に排出された廃棄物を回収する。

② 回収の際は、発注者、受注者双方立会いのもとで数量を確認する。

③ 受注者は、廃棄物が落下又は飛散することのないように十分留意のうえ収集運搬するとともに集積場周辺を清潔に保つこと。

5 産業廃棄物について

① 発注者は、受注者が産業廃棄物を搬入する処分業者と「産業廃棄物処分委託契約」を締結するので、搬入先の事情等で、搬入先の変更が必要になったときはあらかじめ発注者の同意を得ること。

② 発注者は、受注者が産業廃棄物を搬出する都度、マニフェストに必要事項を記載し、受注者に交付する。

③ 受注者は、発注者より交付されたマニフェストを産業廃棄物とともに発注者が契約している処分業者に回付すること。

6 業務報告

受注者は、各月の業務終了後に廃棄物の種類毎の数量を集計した業務報告書を、また、年度についての委託業務が完了したときは完了報告書を当該年度の廃棄物の種類ごとの実績報告書とともに発注者に提出すること。

7 委託業務従事者の適正な労働条件の確保

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。